

伊万里市清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

伊万里市役所 総合政策部 財政課

1. 公募物件の概要

別紙リストのとおり(9施設13台)

※自動販売機の機種によっては、商品補充やメンテナンスに支障がある場合も考えられますので、応募前に設置箇所の確認をしてください。

※物件番号1については、カップ式の自動販売機のみですのでご注意ください。

2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 自動販売機(以下、「自販機」という。)の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について、2年以上の実績を有している者であること。
- (3) 事業所を置く市区町村における税金の滞納がないこと。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可を要する飲料を販売しようとする場合は、許認可等の免許を有していること。(該当についてのみ。例:牛乳・カップ式飲料水)
- (5) 自己または自社の役員等が伊万里市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

3. 公募条件等

(1)設置条件等

①契約書の締結及び期間

ア 自販機の設置にあたり自販機販売管理者から行政財産貸付申込書の提出により「自動販売機の設置に関する契約書」を締結する。

イ 契約の期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。

②設置貸付料

ア 物件ごとに設置事業者として決定した者が提示した応募価格に消費税額を加算した金額をもって年間の設置貸付料の契約額とする(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる)。ただし、貸付期間中に消費税等の税率が変動した場合は、市は変動後の税率を適用して、年額設置貸付料の増額を請求できるものとします。

イ 設置貸付料は、市が発行する納入通知書により、市の指定する期限までに全額納入すること(年度毎)。

③光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、自販機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の経費は設置事業者の負担とする。

なお、設置事業者は、自販機の設置に当たって、光熱水費を算定するための子メーターを設置事業者の負担で設置し、設置貸付料とは別に、市が算定した光熱水費について、市が発行する納入通知書により市が指定する日までに納入すること(月毎)。

④設置する自販機の大きさは、物件番号ごとに設置可能範囲を設定しており、その範囲内に設置できるものとする。

⑤省エネ、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自販機の機種の設置に努めること。

⑥大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口などユニバーサルデザインに配慮した自販機の機種の設置に努めること。

(2)使用上の制限

①設置の条件を遵守し、設置貸付料及び光熱水費等を確実に納付すること。

②自販機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸できない。

③販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路について、本市の指示に従うこと。

(3)維持管理責任

①商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については設置事業者が行うこと。

また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

②設置事業者の責任で空き容器等を適切に回収・処分すること。

③衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守すること。

④自販機を設置するにあたっては、据付面を十分に確保し、安全に設置すること。

⑤自販機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自販機に故障時等の連絡先を明記すること。

⑥設置事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。また、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市に請求できない。

⑦市は、市の責によることが明らかな場合を除き、盗難、破損事故等に関しては、一切の責任を負わない。

⑧設置事業者は、契約期間が満了する前に自己の都合により、自販機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3ヶ月前までに市に書面により通知すること。この場合、納入済みの設置貸付料については還付しない。

4. 応募申込手続き

(1)申込受付期間

令和7年8月15日(金)まで(必着)

※土、日、祝祭日を除く。

(受付時間: 午前9時から午後5時まで)

(2)申込受付場所及び問い合わせ先

〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1

伊万里市役所 総合政策部 財政課 管財係(伊万里市役所庁舎 3階)

電話:0955-23-2113 FAX:0955-22-7213

(3)申込に必要な書類

①応募申込書(様式1)

②誓約書1(様式2)

③誓約書2(伊万里市暴力団排除条例関係:様式第1号)

④価格提案書(様式3)

⑤法人の場合は現在事項証明書の写し、個人の場合は住民票記載事項証明書の写し

※発行後3ヶ月以内のものに限る。

⑥事業概要

(法人)会社概要(任意様式)

(個人)創業日・事業内容・実績等がわかるもの(任意様式)

⑦市区町村税の滞納がないことの証明書(事業所を置く地方自治体が発行するもの)

⑧設置しようとする自販機のカatalog又はその写し

(4)申込の手続き

受付期間内に、申込に必要な書類を受付場所に直接、持参又は郵送すること。

(電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。)

※令和7年8月15日(金)必着。

5. 設置事業者の決定

(1)提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2)公募物件に対し、市が設定する最低設置貸付料の価格以上の額で、かつ、最高の応募価格をもって提案した者を設置事業者として決定します。なお、最高の応募価格提案者が2者以上である場合は、くじにより決定します。

(3)応募申込の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

①応募価格が最低設置貸付料の価格を下回るもの

- ②応募資格がない者が行なったもの
- ③指定の期間内に提出しなかったもの
- ④物件番号、応募価格、日付、住所、氏名及び押印のないもの又は判読不能なもの
- ⑤応募価格を訂正したもの
- ⑥申込に関し不正な行為を行ったもの
- ⑦前各号に掲げるもののほか、この募集要項に規定する事項に違反したもの

(4)結果の連絡

設置事業者の決定後、応募者に選定結果を連絡します。

(5)設置事業者決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。なお設置事業者の決定を取り消した場合は、取り消された提案事業者の次に高額な提案を行った事業者を設置事業者とします。

- ①正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きに応じなかったとき。
- ②設置事業者が応募資格を失ったとき。

6. その他

貸付手続きに関する一切の費用については、設置者の負担とします。また、設置者の都合により契約を解除した場合は、次回の公募への参加は認めません。

7. 問い合わせ先

〒848－8501

伊万里市立花町1355番地1

伊万里市役所 総合政策部 財政課 管財係(伊万里市役所庁舎 3階)

電話:0955－23－2113 FAX:0955－22－7213